参考資料

今後のスケジュール（予定）

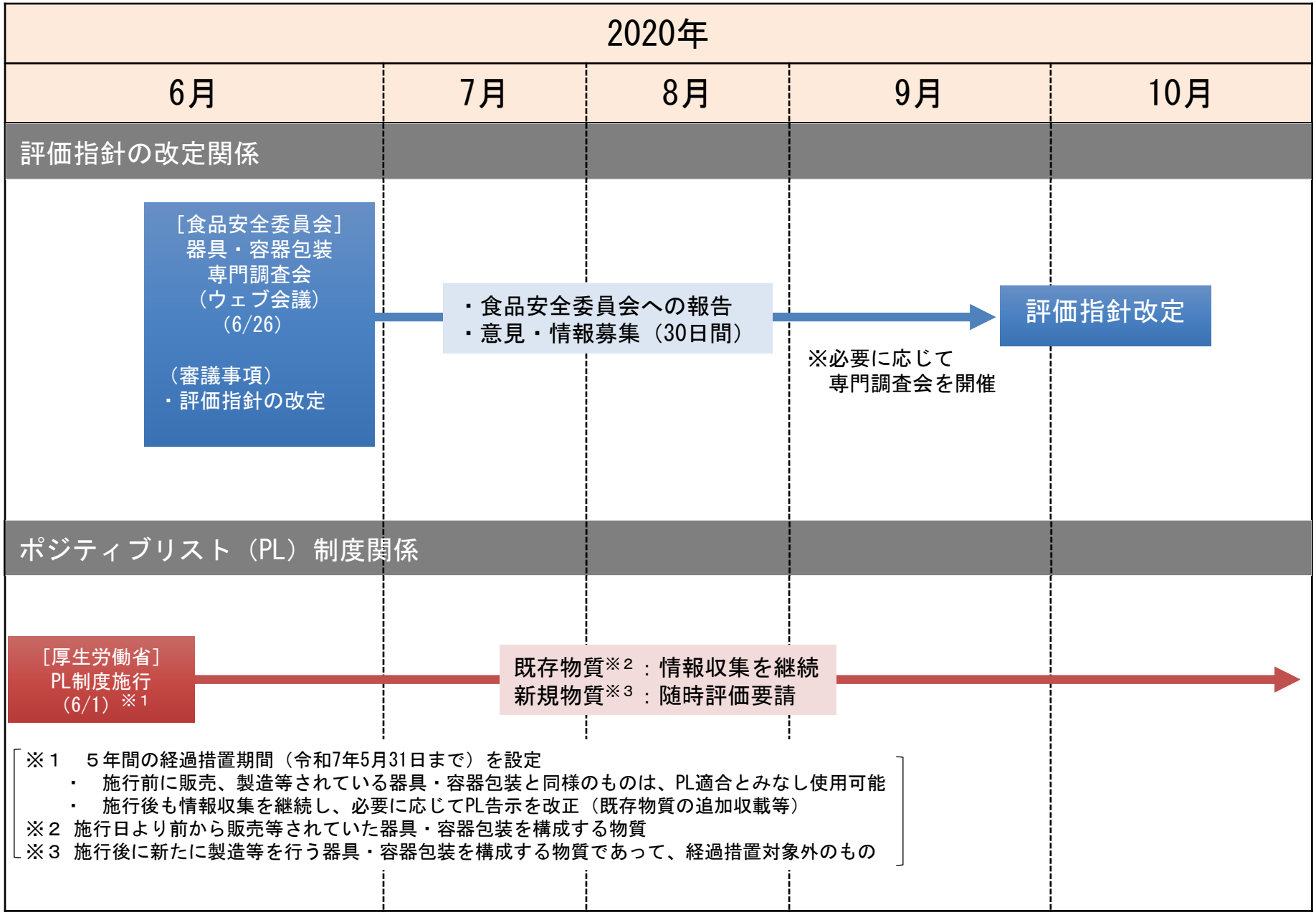

※１　５年間の経過措置期間（令和7年5月31日まで）を設定
・　施行前に販売、製造等されている器具・容器包装と同様のものは、PL適合とみなし使用可能
・　施行後も情報収集を継続し、必要に応じてPL告示を改正（既存物質の追加収載等）
※２　施行日より前から販売等されていた器具・容器包装を構成する物質
※３　施行後に新たに製造等を行う器具・容器包装を構成する物質であって、経過措置対象外のもの